



児童虐待の現状と 課題について考える

～ I. 児童虐待はなぜ問題となるのか～

和歌山信愛大学 わかやま子ども学総合研究センター長

桑原 義登

桑原 義登（くわはら よしと）：和歌山県有田市在住

1970年～2002年：和歌山県職員、2002年～2015年：和歌山信愛女子短期大学助教授、相愛大学教授・同名誉教授を経て、2019年4月から和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授。

和歌山県臨床心理士会会長、日本臨床心理士会代議員、日本心理臨床学会代議員、日本子どもの虐待防止学会代議員、和歌山県教育委員会委員等を歴任。和歌山県社会福祉審議会委員等、NPO法人和歌山子どもの虐待防止協会会長、NPO法人子どもセンターるーも副理事長等。

研究業績：「被虐待児童の児童養護施設等での処遇改善に関する調査研究」（2012-2014文部科学省科学研究費助成）等

はじめに

児童相談所での児童虐待対応件数を見てみますと、統計を取り始めた平成二年度は全国で1、101件、和歌山県では18件でした。当時、児童相談所に勤務していましたが、児童相談所での相談の主流は不登校などの性格行動上の相談と発達や障害児の相談でありました。時々、生後間もない乳児が病院等の前に捨てられる「棄児」が話題になりましたが、児童虐待の事件が社会的な問題になることは本当に少なかったです。当時、欧米では児童虐待が大きな問題になっていましたが、日本には児童虐待はないのではないかというような声もあるほどでした。

それが平成三十年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数は、全国では159、850件となり、平成二年度と比べて約145倍と

なっています。(和歌山県では1、328件で平成二年度の約73倍)児童虐待相談対応件数は現在も年々増加して、大きな社会問題となっています。この驚くべき増加の現象は何を意味するのかを考える必要があります。

件数の増加とともに最近記憶に新しい千葉県の心愛ちゃんと東京都の結愛ちゃんの虐待による死亡事件のような酷い事件が増加しているのも大きな問題となっており、早急な対応策が必要になってきます。

平成十二年に児童虐待防止等に関する法律(以下児童虐待防止法という)が施行されています。その第1条(目的)には「児童虐待が児童の人權を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるときともに、我が国における将来の世代の育成にも懸

念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする」とあります。

児童虐待は子どもの心と体に大きな傷を与えるため、大人になってからも対人関係等で生きにくい人生を送るとともに、虐待を受けた子どもは次の世代へも同じ虐待を繰り返す負の連鎖が多いことも問題となっています。

昨年の六月十九日に児童福祉法や児童虐待防止法の改正がありました。しつけのための体罰禁止が盛り込まれ、この二年の間に民法

の懲戒権についても見直されることになっていきます。懲戒権については民法822条に「親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲でその子を懲戒することができ。」とあります。

子どもにとって有害となる体罰を禁止するだけでなく、体罰以外の適切な養育のあり方を学んでもらう養育者への支援も重要な課題であります。

この機会に児童虐待とは何か、なぜ児童虐待が起こるのか、児童虐待の現状はどうなっているのか、どのような対策がなされているのか、我々はどのように対応をすれば良いのか等について考えてみたいと思います。

1. 児童虐待とは

(1) 児童虐待の定義

児童虐待防止法第2条に児童虐待の定義があり、次のように定めています。

〔虐待種別の括弧書きは筆者が記入〕
「保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。)がその監護する児童(十八歳に満たない者をいう)について行う次に掲げる行為をいう。

一、児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。(身体的虐待)
二、児童にわいせつな行為をすることまたは児童をしてわいせつな行為をさせること。(性的虐待)

三、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の

同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。(ネグレクト：育児放棄)

四、児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な反応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。))の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。(心理的虐待)」

虐待を行う者について、親権を行う者だけでなく児童を現に監護

する児童養護施設等の職員や里親なども含まれること、十八歳未満までが児童虐待の対象になること、虐待種別を「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、及び「心理的虐待」の四種類に分類していることがわかります。

(2) 児童虐待のとりえ方

児童虐待を大きく分類すると、子どもに不当に介入していく加害行為(Abuse)と子どもの養育を怠る育児放棄(Neglect)に分けられます。

身体的虐待、性的虐待及び心理的虐待などの加害行為は身体や生命に危険を及ぼすとともに子どもにとって大きな心の傷(トラウマ)となり、後の人生に大きく影響を起す場合が多いのです。特に両親の間での暴力(DV:ドメスティックバイオレンス)にさらさ

れることは子どもに与える心理的影響が大きく、平成十六年度の改正で心理的虐待の中に配偶者間の暴力が書き込まれました。

ネグレクトの場合は乳幼児期から養育者との関係での愛着が形成できずに、自分も他人も信じられないという人格形成の問題が生じてきます。ネグレクトを受けてきた子どもは社会生活に必要な行動の仕方を養育者から学んできていません。そのために生じる対人関係等での課題が大きな問題となっています。

児童虐待防止法に基づき、相談事例の統計では四種類の虐待に分類していますが、単独での虐待は少なく、身体的虐待に加えて心理的虐待やネグレクトの虐待も受けているなど、重なり合うことが多い状況にあります。

児童虐待を防止するために

は、児童虐待が生じている家庭への対応だけでなく、児童虐待の周辺にある不適切な養育(Maltreatment)の状態にある家庭への早期からのアプローチが必要と考えます。

児童虐待であるかの判断は養育者や大人側からの視点ではなくて、子ども側の視点に立って考えることが大切になります。

虐待を早期に発見するためには、虐待や不適切な養育から生じる子どもの反応に気を配る必要があります。日頃から気になる子どもの発見と支援方法を積極的に行っていくことにより、不適切な養育や虐待を早期に予防し、子どもの健全な育成を図っていくという考え方が重要になります。

2. 児童虐待による子どもへの問題

(1) 子どもの生命への危険

心中による虐待死を入れると毎年80人前後の子どもの死亡が報告されており、心中を除く虐待死は毎年50人前後の状況にあります。

死亡事例のほとんどが就学前児童であり、年齢が小さいほど虐待が死亡に繋がる比率が高い傾向にあります。平成十五年から平成二十年までの集計では虐待による死亡の77・0%が三歳未満児であり、0歳児だけで47・5%を占めるなど乳幼児での死亡率の高さに注意が必要です。背景には望まない妊娠から子どもへの注意やケアが行き届かない現象とともに、シェイキングベイビー（抱き上げて激しく揺ることにより脳挫傷を起こす）などの不適切な養育の仕方による事件が多くあるようです。

(2) 子どもの人権を尊重していない

児童虐待はこどもの人権を尊重していない環境の中で起こります。子どもの権利条約では「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの最善の利益」、「子どもの意見の尊重」、「差別の禁止」がうたわれています。

児童虐待は子どもの立場を尊重するよりも親の都合を優先するところから生じている場合が多く、子どもの人権が尊重されていない現象でもあります。今年度から改正施行された児童福祉法や児童虐待防止法で「しつけのための体罰禁止」や民法における「親の懲戒権」の見直しにより、子どもの人権を中心に据えた養育のあり方を検討していく時代になってきています。

虐待防止策としては、先ず、虐待などを行っている不適切な養育

家庭への支援を第一義的に行います。しかし、改善が見込めない場合は、子どもを実親から分離して保護を行い里親や施設で養育していくことになっています。子ども

の人権を第一に考えて、社会全体で子どもを適切に育てる環境づくりのための体制整備が進んできています。

(3) 身体的な成長や発達を著しく損なう

児童虐待で通告されて実親から分離して施設等に入所する時に、子どもの身長や体重を量ってみると著しい低身長・低体重の子どもが多く見られます。詳しいことはわかりませんが、栄養不足や愛情が不足してホルモンの分泌等に影響を与えているのではないかと思えます。施設に入所後は身長・体重が回復していく場合が多いで

す。しかし、以前に施設から大学に通っている子どもに、「施設は身長や体重は回復させてくれても心は回復させてくれない」と言われたことがあります。

(4) 知能の発達に影響を与える

平成六年当時、虐待を理由で施設入所した子どももの知能検査結果を調べ、約半数に知的障害が見られました。10件余りの事例の中でしたので、当時は家族性の知的障害の家庭が虐待に繋がっているのではないかと思っていました。

平成二十三年度に科学研究費をいただいで行った「被虐待児童の児童養護施設等での処遇改善に関する調査研究」の中で、和歌山県で虐待により施設入所措置した児童68名について知能検査の結果を調べてみました。その結果は知能指数等が80未満の知的障害を疑わ

せる児童が26人(44.1%)でした。本来、知能検査の分布では知能指数80未満は8.5%程度に設定されていますので、非常に多くの被虐待児童が知的な遅れを伴っていることがわかります。児童虐待は知能の発達に大きな影響を与えているのです。

虐待により言動に制約が働くと、言語表現や社会的行動体験の幅が狭くなることにより知的発達を遅らせているのだと考えます。



(5) 脳機能の発達に障害を与える

児童虐待と脳の発達を研究している友田朋美先生によると「小児期に様々な虐待経験のある被虐待者脳MRI形態の検討により、虐待や育児放棄による幼少期母子関係の破綻(愛着形成の障害)が社会性の発達障害を引き起こすこと、さらにその障害が脳の構造機能の変容に起因することが示唆された。」と述べています。加えて、性的虐待では、最初に目に映った情報を処理する脳の視覚野での障害を、暴言虐待では、コミュニケーション能力に重要な役割を持つ聴覚野での異常をきたすなど、虐待種別により、脳のどの部分に傷を与えているかを明らかにしています。

虐待による症状は環境によるものでありますが、環境を改善するだけでは解決しないほど心身に深

い傷を与えており、医学的治療の対象でもあることがわかってきています。

(6) 生涯にわたる心理・人格面への影響

虐待という強い身体的・心理的ストレスを受けると身体の傷だけでなく、心に大きな傷(トラウマ)を負うことになります。

心に大きな傷を受けると、①侵入性症状(侵入性想起、フラッシュバック、悪夢や夜驚が急に生じてくる)、②回避・麻痺性症状(トラウマ体験を想起させる会話や人、場所を避ける)、③過覚醒症状(神経過敏、睡眠障害、注意集中困難、驚愕反応など)といったトラウマ症状を起こすと言われています。虐待の場合は一時的な心の傷ではなくて慢性的に強いストレスを受け続けますので、自己否定的なイ

メージや他者を信じることができない人格が形成され、極めて生きづらい人生を送ることになる場合が多いのです。

対人関係上の問題として、親密な人間関係が形成できにくい問題や親しくなると挑発的な試し行動が多くなるなどの問題が多く出やすいようです。

行動上の問題として些細なことで興奮してパニックになることやリストカットなどの自傷行為を起しやすいようです。解離性的人格障害や境界性人格障害などの重い症状になることもあります。

その結果、家出・徘徊、万引き、乱暴、破壊、放火や金品持ち出し、盗み、性的逸脱行動薬物依存などの社会的な問題行動に繋がることがあります。

児童虐待防止はこのような生活上の問題を防止して改善して

いく取り組みでもあります。

(7) 虐待の世代間伝承

虐待を行っている親を調べてみると親自身が子どもの頃に虐待を受けて育っていたという事例を多く見ます。虐待を受けた子どもが親になり、虐待以外の適切な養育の仕方を学んでいないために親と同じような虐待をしてしまうことが多いのです。

このように世代間で伝承して増加していく虐待の負の連鎖を何とか断ち切り、これ以上の虐待の増加を止めていきたいものです。

一方で、虐待を受けていても適切に養育ができている親も多くなるのも事実です。なぜ、虐待をするようになるのかを調べることも重要ですが、虐待を受けながらもなぜ適切な養育ができるようになったのかを調べることも重要で

あると思っています。多分、良い伴侶や良い養育支援者との出会いの影響が大きいのではないかと推察します。

(8) 不適切な養育層の増加

虐待の増加とともにその周辺に虐待と言えないまでも不適切な養育層の増加が見られます。適切な養育の仕方を学んできていない養育者が、対人関係や社会生活を送る上で心理的・経済的にゆとりがない状況に追いやられているために、子どもの立場に立った養育ができにくくなっているように見受けられます。特に非行、不登校、いじめなどの課題がある子どもの背景に家庭での不適切な養育が見られることがあります。児童虐待防止への取り組みはこの不適切な養育層への支援を行うことも重要と考えています。

(9) 社会や文化への影響

児童虐待の増加は、子ども的人格形成に悪影響を与えるだけでなく、適切な養育や教育等の支援が整わないまま成長してしまうと、非行・犯罪行為、体罰、DV、ひきこもり、貧困等の社会的に問題となる現象に繋がる可能性があります。このような現象を食い止める社会的・包括的な対策を講じていかないと、私たちが安心して生活していくのが困難な社会になっていくことを心配しています。

児童虐待は社会的・文化的背景の問題によって生じてきているので他の社会的問題と関連していると考えますが、児童虐待に対する十分な対策ができないと将来の社会や文化に悪影響を及ぼすという悪循環を繰り返すと思っています。児童虐待はその家庭だけの問題でなく社会全体の問題として、

将来を見据えた取り組みの必要性があります。かつて官民一体となって取り組んできた同和運動のように社会全体での人権運動のような取り組みが必要ではないかも考えています。

一人一人の子どもに目を向けて、社会全体が協力し合って子どもも健全な成長を支援していくことにより、私たちの社会や文化をしっかりと支えることができる人材に育っていただきたいと思っています。

次号では「児童虐待が起こる社会的背景について」考えていきたいと思います。